

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	岐阜市の包括外部監査の結果に対する措置状況
監査実施年度	令和4年度
包括外部監査人	竹中 雅史
提 出 日(最新提出日)	令和8年3月31日
監査委員公表日	令和8年10月5日

(結果欄の記載方法)

○、△、×のいずれかを記入

○：措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの

△：検 討 中 検討中のもの

×：未実施決定済 措置を講じないことを決定したものの

令和7年度末時点の措置状況（既に措置済みのものも含む）

措置済	検討中	未実施決定済	合計
171	18	28	217

指摘及び意見	種別	措置状況(令和7年度末)	結果欄	部	課	本額頁	年度	通告の指摘・意見の内容	年度	通告の措置状況
負担金には様々なものがあるものは承知の上である。平成26年度の監査の結果でも、そこに配慮して、補助金類似の性質のものは、という留保をつけている。措置状況には、様々なものがあるから一律に要綱を定めるべきことはしなかったとあるが、様々なものがあるから根拠規定は必要ないということにはならない。法律がそうであるように、根拠規定といものは様々なものがあることを前提として、一般的に共通することを規定するものである。そもそも、補助金等ガイドラインは、補助金等の見直しのために作られたものであって、根拠規定になり得るものではない。規則レベルにおいても、補助金、負担金、交付金すべてについて定めべきことを定め、各々の負担金や交付金については、交付要綱を作成するよう指示すべきである。もちろん、負担金や交付金については、法令や契約等に基づくものもあることから、そういったものについては、例外規定を設けて対応すればいい。この例外規定を考える過程において、負担金や交付金についての見直しも行っていくべきである。	指摘	交付金、負担金の支出に際しては、会計規則第66条によりその支出の理由及び内部などを書類により明らかにしなければならないと定められており、支出の根拠となる書類については補助金等ガイドラインに具体的に記載し、恣意的な運用がなされないよう努めている。 なお、今回の指摘をもとに、改めてすべての交付金、負担金について令和7年10月に調査を行ったところ、一部に法令又は規約等の適用が全根拠が不明確なものがあったため、該当する負担金等については補助金等根拠に要綱を作成するよう指示するとともに、今後同様のケースに対応すべく、令和8年3月に補助金等ガイドラインを改定した。 以上により、引き続き、交付金、負担金の適正運用の確保に努める。	×	財政部	行財政改革課	95	H23	補助金に類似した性格でありながら、特段の定めがない交付金・負担金についても「岐阜市補助金等交付規則」に準じた定めを検討する必要がある。 交付金については「補助金等適正化法」の定めにより補助金と同様に「岐阜市補助金等交付規則」の規制対象に含まれることも考えられる。現在も「岐阜市補助金等交付規則」第2条に規定する「その他相当の反対給付を受けない給付金」に該当すると判断される場合は「岐阜市補助金等交付規則」の規制を受けることになっているため、補助金と一体として規制対象とすることは可能であろう。仮に、性格が異なるために、補助金と一体として規制することが困難と判断される場合は、別の規程を設ける等の方法を検討することも必要であろう。 負担金については、交付金に比べ性格が種々に及び「岐阜市補助金等交付規則」において規制することは困難な面があるが判断される。その場合には、負担金の内容により区分し、それぞれに応じた別々の規則となることも現実的な対応としては必要とされている。 いずれにしても、現在の規制する規程等がない状態は改善されるべきである。補助金に関する規程等の整備と同時に、バランスを取ながら交付金、負担金に関する関係規程等も一体で整備を行い、個別の判断・解釈によるだけで規制がない項目に分かるような状態は改善する必要がある(指摘)。	R3	様々な種類の負担金があることから、補助金等交付規則において、一律に要綱を定めるべきことを記載することは実施しなかった。なお、新たに、補助金の交付要綱において定めるべき事項を、補助金等ガイドラインに記載し、各補助金交付要綱においてその旨を記載するよう全庁へ通知した。
他の中核市が導入していないから、導入しないことが適切になるわけではない。措置状況にある「補助事業への影響を考慮する必要がある」というのは、意味がよくわからない。導入しないことが適切であるという理由は見当たらない。申請書に暴力団排除条項を設けたり、誓約書も併せて提出させたりするのは、暴力団排除の抑止的効果を持たせることや詐欺罪の立証に有用であるからである。交付決定書に交付規則の遵守を交付の条件に明記しても、これの有用性は代替できない。暴力団排除条項を導入した補助金交付申請書を用いるべきである。	指摘	令和7年度においては、暴力団排除条項を導入した補助金交付申請書の運用について、庁内で協議を実施し、課題と検討事項を整理した。 令和8年度においては、具体的な補助金交付申請書の様式、適用範囲、運用時におけるフローなどの具体的内容について、関係部署と協議・調整し決定する。	△	財政部	行財政改革課	100	H26	暴力団排除条項を導入した補助金交付申請書を用いるべきである(指摘)。	H30	暴力団排除条項を導入した申請書を用いているのは、中核市54市中、2市であった。加えて、本市の補助金申請件数は年間数千件に及びことから、補助事業への影響も考慮する必要がある。また、補助金交付決定通知書の様式において、交付の条件として補助金交付規則の遵守及び補助金の取り消しや返還について明記していることから、暴力団排除条項を導入した申請書とする必要はないと考える。
そもそも、本税完納時に確定した延滞金を測定しない事務に問題があると考ええる。監査の結果は、期ごとに本税完納時に測定できるはずの延滞金を入金時点でしか測定していない現状の事務によって、岐阜市会計規則第33条第4号の「事実が発生しなければ金額が確定しないもの」には該当しないことから、市の考えでは規則違反とならした上で、事務負担に配慮して、適正となるような根拠づけをするよう求めている。これに対する措置状況は、岐阜市会計規則第33条の規定により事後測定の要件を満たしているというだけで、第33条の何号に該当すると判断したのから明らかでない。もし、現状の事後測定を改めないのであれば、第5号では規則に測定が困難と認められるもの」に該当すると認められるしか適法性を根拠づけることはできないが、本税完納時に確定した延滞金を測定が困難であると認められないと考える。延滞金を入金時にしか測定をしていない事務を改め、本税完納時に確定した延滞金を測定する事務運用にすべきである。	指摘	市税の滞納管理(本税、延滞金)は、一人の滞納者について複数の税目・年度・期別のデータに分かれ、確定延滞金と未確定延滞金が混在している。そのため、滞納・納付件数が膨大であり、確定延滞金を職員のマンパワーで個別測定することは困難である。 全国で標準化される税システムにおいて、確定延滞金を集計する機能が含まれていることが判明したため、令和9年1月の稼働後、すみやかに確定延滞金に係る事前測定を実施できるよう進める。 他都市の測定事務等は令和6年12月に調査済。令和9年1月から岐阜市で利用する標準化対応の税システムにおいて一部機能検証を開始。令和8年夏頃には全機能の検証が可能となるため、今後の対応に向けて準備を進める。	△	財政部	納税課	219	H28	延滞金は、期ごとに本税を完納した後に測定するため、期ごとの本税完納時に測定できるはずである。しかし、延滞金を入金時等に測定しており、事後測定となっている。アプシングによる、事後測定の根拠として、第33条第4号の「事実が発生しなければ金額が確定しないもの」に該当すると考えているようである。また、延滞金について、期ごとに金額が確定するたびに測定することは、事務処理の負担が大きき、困難であるとのことであった。 期ごとに、本税を完納した時点で、期ごとの延滞金が確定することから、第33条第4号の「事実が発生しなければ金額が確定しないもの」には該当しない。また、事後測定の結果、決算書上、延滞金は未収金が0円と表示されるため、決算書上、実態を正確に表示していないことになる(100%回収しきれないことになる)。 事務処理上の負担も考慮して、延滞金の測定を事後測定とするのであれば、①発生している延滞金の金額を把握すべきである。また、②発生している延滞金を決算書の注記などで表示すべきである。 ③岐阜市会計規則第33条第5号「前各号に掲げるもののほか、事前に測定が困難と認められるもので会計管理者に合議して市長が決定したもの」など、事後測定の要件を満たしていることを確認すべきである(指摘)。	R3	①②について 市税に係る滞納件数は膨大であり、状況把握にはシステムによる集計が必要となる。税基幹システムにより、督促手数料及び延滞金の確定額は随時把握しているものの、発生額は現行システムでは改修による対応も不能。2025年度までに導入予定の全国標準システムにおいても仕様がない。(R3.8総務省公表)未収金については、個々の債務者の的確な状況把握及び管理職等によるチェックにより、少額延滞金であっても徴収に努め、適正な債権管理を実施していく。 ③について 岐阜市会計規則第33条の規定により事後測定の要件を満たしている。
条例等の事務根拠にて、督促状の発付時期を明確にすべきである。	指摘	条例等で私債権の督促状の発付時期を定めていることについて、他都市の対応状況についての調査を令和5年12月に実施した。 令和6年度に、市の債権の適正な管理を目的として設置されている債権管理調整会議において協議をしたが、私債権は各債権で性質が異なり、条例等でも一律で定め難いことが判明した。令和7年度に、債権管理調整会議・業務事務局で問題点を整理し、私債権は調査権限がなく、事前の滞納者の資力や転居先等の確認が難しいため、強制措置の実効性や費用対効果の判断について疑義が残ったことから、令和8年度に債権管理調整会議で各課の意見調整を行い、方針決定する。	△	財政部	納税課	230	H28	岐阜市の私債権については、特別の定めなき限り、岐阜市債権取扱規則第2条「履行の督促は督促状を債務者に送付することにより行ふものとする」という規定が適用される。しかしながら、同規則では、督促状の発付時期について定めていない。 監査の結果、担当課により、督促の時期はまちまちであった。 私債権の督促は、回収権限の前掲となり、また、時効中断の効力が生じる(地方自治法第236条第4項)という点でも、極めて重要な事務であり、条例等の事務根拠にて、督促状の発付時期を明確にすべきである(指摘)。公債権にかかわる市税以外の滞納金の督促手数料及び延滞金徴収条例第2条「納期限後20日以内」参照。	H29	「岐阜市債権管理及び回収に関する基本指針」にて、債権の発生から消滅にかかわる一連の事務について記載し、債権管理担当課とはより、全庁的に周知を行っている。

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	岐阜市の包括外部監査の結果に対する措置状況
監査実施年度	令和4年度
包括外部監査人	竹中 雅史
提 出 日(最新提出日)	令和8年3月31日
監査委員公表日	令和8年10月5日

(結果欄の記載方法)

○、△、×のいずれかを記入

○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの

△:検 討 中 検討中のもの

×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したものの

令和7年度末時点の措置状況（既に措置済みのものも含む）

措置済	検討中	未実施決定済	合計
171	18	28	217

措置及び意見	種別	措置状況(令和7年度末)	結果欄	部	課	本数頁	年度	過去の指摘・意見の内容	年度	過去の措置状況
地方自治法施行令第171条の2に基づいてとらなければならない措置は、支払督促に限られない。支払督促手続マニュアルだけでは、支払督促をするかどうかを検討する場合にしか参照されない。これは、地方自治法施行令第171条の2が遵守されていない実施が変わらない。債権管理条例において、地方自治法施行令第171条の2と同趣旨の規定を定め、債権管理条例施行規則において、「相当の期間」に関する定めを設けるべきである。例えば、浜松市は、そのように定めている。債権取扱規則で定めれば足りるとの考えもありうるが、地方自治法第228条は、分相金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については条例でこれを定めなければならないとしていること、市民にとってみれば、督促を受けた後どれくらいの期間履行しなかった場合に強制的な措置がとられるのかを示すものであることからすれば、原則ではなく、条例及び条例施行規則で定めるべきである。なお、北九州市の「条例及び規則で規定する事項の整理に関する基本的な方針」では、「地方自治法において条例で定める旨規定されているものは必ず条例で定めるものとし、金銭の徴収を行うものは原則として条例で定めるものとする。また、債権取扱事務要綱などの内規において、「その他特別の事情があると認める場合」に関する例示を記載すべきである。	指摘	条例等で地方自治法施行令第171条の2と同趣旨の定めを設けていること、「相当の期間」に関する定めを設けていることについて、他都市の対応状況については令和5年12月に実施した。令和6年度においては、調査結果をもとに、市の債権の適正な管理を目的として設置されている債権管理調整会議において協議したが、私債権は各債権で性質が異なり、条例等によって定め難いことが判明した。令和7年度に、債権管理調整会議事務局で問題点を整理したが、私債権は調査権限がなく、事前の滞納者の資力や転居先等の確認が難いため、強制措置の実効性や費用対効果の判断について疑義が残ったことから、令和8年度に債権管理調整会議で各課の意見調整を行い、方針決定する。	△	財政部	納税課	231	H28	地方自治法施行令第171条の2の規定によれば、督促後相当期間経過後に履行がない場合には、原則として強制執行等の手続をとることが義務とされているにもかかわらず、岐阜市の債権事務においては、強制執行等の手続の利用が十分にないという状況であった。保証人がいても保証人に請求してこない事例、担保権を実行してこない事例などがあった。地方自治法施行令第171条の2(強制執行等)規定の「相当の期間を経過してもなお履行されない」という要件につき、条例の施行期に「相当の期間」を明示にすべきである。「その他特別の事情があると認める場合」についても、内規等にて、具体的事由を例示するなどして該当する場合は明確にすべきである。前者の「相当の期間」とは、債権の性質、取引の実態、時効期間の长短等を考慮して決すべきであり、認定が覆れて債権の定かな実現を妨害することになり配座する必要がある(前述条地方自治法第86条改訂版松本英昭著学術書用1,005頁)。6ヶ月〜1年など具体的な期間を設定することが必要である。なお、当然ではあるが、ここで述べているのは、あくまで「限度」であって、事務執行にあたり、一件にその期間にすべくと述べているのではない。個別債権によってその時期を早めることを妨げるものではない。後者の「その他特別の事情があると認める場合」とは、債権放棄が見込まれる場合など的事実を指すにすぎない合理的な理由がある場合を指すと考えられる。執行停止、履行延期の特約等の措置を採る場面だけでなく、事実上強制執行手続をとる必要がなくなるという意味で重要な要素である。債権取扱措置が利用できるようにするためには、具体的にどのような場合を指すのかを検討し、内規等で明確化する必要がある(指摘)。	H29	行政課のリアルチェック制度を活用し、「支払督促」の基準を設けるにあたり、「相当の期間」についても協議のうえ、明確にした。
支払督促の申立ては、訴えの提起(地方自治法第96条第1項第12号)に含まれないとしても、異議申立てがなされた訴えの提起があったものとみなされる場合においては、議会の議決を経なければならない。議会の議決がやりに得られるとは思えない。強制執行等の手続利用の促進のため、少なくとも、多くの自治体で専決処分として定められている、支払督促や小額訴訟などについて、専決処分として定めることが望ましい。	指摘	支払督促又は小額訴訟について、異議申立てがなされて訴えの提起があった場合を含め、専決処分として定めていることについて、他都市の対応状況についての調査を令和5年12月に実施した。令和6年度においては、調査結果をもとに、市の債権の適正な管理を目的として設置されている債権管理調整会議において協議したが、私債権は各債権で性質が異なり、条例等によって定め難いことが判明した。令和7年度に、債権管理調整会議事務局で問題点を整理したが、私債権は調査権限がなく、事前の滞納者の資力や転居先等の確認が難いため、強制措置の実効性や費用対効果の判断について疑義が残ったことから、令和8年度に債権管理調整会議で各課の意見調整を行い、方針決定する。	△	財政部	納税課	233	H28	訴えの提起(民事訴訟法第133条)のほか、支払督促(同法第383条)、即決和解(同法第275条)など様々な手段がある。法的手続は、債権回収において有効な手続であり、利用が要請される場面が多くあろう。しかしながら、訴訟手続による履行請求をする際には議会の議決が必要となる(地方自治法第96条第1項第12号)など、岐阜市は、地方自治法第180条第1項の規定による市長の専決処分事項(昭和51年10月1日市議会議決改正平成12年4月1日)が存在し、市営住宅などの訴えの提起、和解及び調停などが専決処分事項とされている。強制執行等の手続利用の促進という観点からは、少なくとも、一定の手段については、条例等の事務要綱にて、地方自治法第180条第1項の専決処分として定めることを検討することが望ましい(意見)。	H29	行政課のリアルチェック制度を活用し、「支払督促」の基準について策定を行った。
「相当の期間」及び徴収停止後の措置(特に債権放棄)については、債務者の法的地位の安定、法律による行政、事務手続根拠・基準の明確化の観点から、債権管理条例施行規則で定めることが望ましい。その前提として、徴収停止の定めを債権管理条例に定めることが望ましい。	意見	地方自治法施行令第171条の5に規定する徴収停止に係る「履行期限後相当の期間」や徴収停止後の措置について、強制執行等との均衡なども踏まえ検討する必要があること、また事務手続上の機軸となる内規の適切なり方等について検討するため、他都市の対応状況についての調査を令和5年12月に実施した。令和6年度においては、調査結果をもとに、市の債権の適正な管理を目的として設置されている債権管理調整会議において協議したが、私債権は各債権で性質が異なり、条例等によって定め難いことが判明した。令和7年度に、債権管理調整会議事務局で問題点を整理したが、私債権は調査権限がなく、事前の滞納者の資力や転居先等の確認が難いため、強制措置の実効性や費用対効果の判断について疑義が残ったことから、令和8年度に債権管理調整会議で各課の意見調整を行い、方針決定する。	△	財政部	納税課	234	H28	監査の限り、非強制徴収公債権及び私債権については、徴収停止手続が利用された形跡は見当たらなかった。担当課職員とのやり取りにおいて、かかる手続の存在を知らずと、その必要性を複数回したが、これまで利用したことがなく、どのようには手続をしていよ分かったとのことであった。債権の回収を促しても回収の見込みが立たない場合は少なくないと思われる。その場合、債権回収措置を講じ続けることが有効性、経済性、効率性の見地から相当といえるかの判断になる。他方、債権回収措置を講じないことが「怠る事実」として住民監査の対象とならないようにする必要がある(地方自治法第242条)。そこで、条例等の事務要綱にて、徴収停止の規定の要件を明確にし、措置を利用できるようにすることが望ましい。また、「相当の期間を経過」については、強制執行等の「相当の期間」との均衡を考慮して、期間を設定する必要がある。この点、名古屋債権管理条例施行細則第7条では、1年を超えない期間とし、限度としては強制執行等の「相当の期間」と同一としていることが参考になる。また、「差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認めるとき(1号)」「その他これに類する(2号)」、「債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認めるとき(3号)」のいずれについては、債権取扱措置が事務処理の根拠・基準として利用することができるものとすべく、具体的にどのような場合を指すのかを検討し、内規等で明確化する必要がある。1号、2号関係については「差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき」とは、差し押さえることができる財産がないときほか、財産があっても強制執行の措置を採ることが経済的合理性に欠ける場合を指すと考えられる。「その他これに類するとき」とは、債務者の所在不明と同様に徴収が可能な場合(債務者所在不明で相談)のありことが明らかでない。債務者が外出して仮留の見込みがないなどを指すと考えられる(自治体のための債権管理マニュアル東京弁護士会弁護士業務改革委員会自治体債権管理問題検討チーム編57頁)。3号関係については、一定の目安を定めることはある。「取立てに要する費用」をどこまで見るかにより「少額」を検討することとなる。訴訟費用(印刷費、郵送)、弁護士費用、強制執行費用などを含むと考えるから(意見)。	H29	行政課のリアルチェック制度を活用し、「徴収停止」の基準について策定を行った。

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	岐阜市の包括外部監査の結果に対する措置状況
監査実施年度	令和4年度
包括外部監査人	竹中 雅史
提 出 日(最新提出日)	令和8年3月31日
監査委員公表日	令和8年10月5日

(結果欄の記載方法)

○、△、×のいずれかを記入

○：措 置 措置を講じた(実施中含む)もの

△：検 討 中 検討中のもの

×：未実施決定済 措置を講じないことを決定したものの

令和7年度末時点の措置状況（既に措置済みのものも含む）

措置済	検討中	未実施決定済	合計
171	18	28	217

指摘及び意見	種別	措置状況(令和7年度末)	結果欄	部	課	本数頁	年度	過去の指摘・意見の内容	年度	過去の措置状況
基本方針や内規と条例及び規則の法形式的違いは重要であるとする。債権に関することは、市民の権利義務に関わることであるから、行政の方針に定めるようなことではない。条例で定めるべきことは岐阜市債権管理条例に、条例施行規則で定めべきことは岐阜市債権管理条例施行規則に、規則で定めるべきことは岐阜市債権取扱規則に、各々の条例及び規則に適切な定めを設け、事務根拠を条例及び規則に一元化すべきである。	指摘	債権管理に係る事務根拠の条例等の整理状況について、他都市の対応状況についての調査を令和5年12月に実施した。 令和6年度においては、調査結果をもとに、市の債権の適正な管理を目的として設置されている債権管理調整会議において協議したが、私債権は各債権で性質が異なり、条例等で一律で定め難いことが判明した。令和7年度に、債権管理調整会議事務局で課題点を整理したが、私債権は調査権限がなく、事務の滞り延滞の責任や延滞等の確認が難しいため、強制措置の実効性や費用対効果の判断について疑義が残ったことから、令和8年度に債権管理調整会議で各課の意見調整を行い、方針決定する。	△	財政部	納税課	236	H28	岐阜市債権管理条例においては、債権回収に向けた措置、回収緩和措置などに関する具体的規定が存在しない。その前提となる徴収計画や管理の土台となる台帳の整備などの規定も存在しない。他方、昭和29年4月1日に制定された岐阜市債権取扱規則においては、具体的規定が存在している。 条例と規則のそれぞれ別に定めがあったとしても、担当職員が、自らの事務にかかる適用根拠を的確に認識し、遵守していれば問題はないといえる。しかしながら、地方自治法、同施行令、それを受けた岐阜市債権取扱規則が遵守されていないケースが多く見られたのである。 確かに、自治体の債権管理条例においては、岐阜市のように債権放棄の規定を主とする条例と、それだけではなく地方自治法施行令第171条以下に規定される債権回収措置等についても盛り込む条例がある。どこまでの規定を盛り込むかは、自治体の判断による。しかしながら、本監査における個別債権の検証で明らかとなった事務実施の課題を踏まえ、議会の議決が必要な条例のレベルで、徴収計画に始まり、督促、回収から消滅に至るまでの事務根拠を盛り込むことが必要ではないかと考える。職員の法令遵守の意識が高まる効果が期待され、また、根拠が一元化されれば、全庁的に統一して適正な債権事務が可能になる。条例制定にかかる決裁資料において、条例制定後の課題として、各部署の見直しを定期的にを行う必要があると考えられていたこともある。本監査を契機として、岐阜市債権管理条例の見直しを検討すべきである(指摘)。 仮に、岐阜市において債権管理条例の見直しをしないという判断をするのであれば、岐阜市債権取扱規則等、岐阜市の債権にかかわる事務根拠一切を統一して整理した上で(例えば別に定め)などが何を指すのかなどの整理、現場が混乱しない根拠を的確に適用し、適正に実施することに責任を持つべきである。 各自自治体の条例において様々な工夫がなされているが、監査人が参考になると考えた条例の一つとして、明石市債権の管理に関する条例があるので、ここで紹介する。同条例は、債権に関する事務全般を基本的に網羅している。監査人は、岐阜市の債権管理条例には、明石市債権の管理に関する条例に規定されているような事項を盛り込むことが相当であると考えている。	H29	「岐阜市債権管理及び回収に関する基本指針」にて、債権の発生から消滅にかかる一連の事務について記載をし、債権管理担当課はもとより、全庁的に周知を行った。
各担当者の負担軽減のため、滞納処分の実施はもちろん、第三者への対応、取立訴訟も含め、実施基準や事務手順を明文化することが望ましい。	意見	令和6年度以降、すべての徴収事務を納税課において行っており、滞納処分の実施や第三者への対応について、市税の基準や手順に沿って行っている。令和7年度に取立訴訟について、税以外の実例も含め関係各課の状況を調査した。その結果を参考に令和8年度は事務手順書の作成に取り掛かる。	△	財政部	納税課	197	H28	滞納処分については、今後も、預金債権のほか、給与債権や売掛金債権なども、積極的に、実施すべきである。特に、給与債権や売掛金債権について、第三債務者が、調査に回答しない場合、滞納処分を実施すべきである。 また、滞納処分を実施しても、第三債務者からの支払がない場合は、取立訴訟についても、実施を検討すべきである(指摘)。	H31	滞納処分については、預金債権や生命保険債権の換価が容易なものから着手している。また、給与債権についても差押えを行っている。なお、第三債務者については、できる限り協力が得られるよう、丁寧な説明を心掛けている。 また、事例によっては、取立訴訟を行う予定である。
相続人に対する請求は、原則として実施しなければならないものであるが、事務の効率的・有用性に鑑みれば優先順位をつけて実施すべきではあるので、相続人に対する請求の実施を判断するための具体的な基準を明文化すべきである。	指摘	徴収事務が令和6年度に納税課に移管され、相続人に対する請求の実施を判断するための基準について、令和7年度に税以外の実例も含め関係各課の状況を調査した。その結果を参考に令和8年度は事務手順書の作成に取り掛かる。	△	財政部	納税課	198	H28	単身世帯や滞納金額が大きい事業など一定の基準を設けた上で、戸籍調査等を行い、相続人にも、滞納している国民健康保険料を請求すべきである(指摘)。	H31	滞納額が一定金額を超える事業について、戸籍調査等を行い、相続人に保険料を請求している。今年度、100万円を超える事業について、相続人に保険料を請求した。
市の住民自治基本条例は、行政運営の指針を定めた条項が存在しない。例えば、北九州市は、自治基本条例において、市は条例及び規則で規定する事項の整理に関する基本的な方針を定めるものとするとし、市において、「条例及び規則で規定する事項の整理に関する基本的な方針」を定めて公表している。ここにおいては、「必ず条例で定めるもの」「原則として条例で定めるもの」「必ず規則で定めるもの」「原則として規則で定めるもの」を明示されている。住民自治基本条例の中に、あるいはそれとは別に、行政運営の指針を定め、条例及び規則で定める事項を明示することが望ましい。	意見	令和7年4月に「条例、規則等制定の手引き」を改正し、条例及び規則で定める事項を明記し、職員周知を図った。	○	行政部	行政課	240	R4	基準を定めるべきであるという指摘や意見に対して、要綱、内規、決裁といった形で定められるのがほとんどであった。内容によっては、条例や規則で定めるべきと考えられるものも、それを避けているように感じられた。		
市と受注者との間の契約における解除条項を適用するためには、受注者が知りながら再委託業者と契約したことが立証できなければならないが、それは容易なことではない。市と受注者との間の契約に解除条項があるというだけでは、再委託業者に暴力団等反社会的勢力が入り込むことを防ぐ効果は薄い。岐阜県暴力団排除条例では、事業者は書面により契約を締結する際は暴力団排除条項を定めるよう努めなければならないとされており、市が受注者に対して、再委託業者との間で暴力団排除条項を導入した契約書を締結するよう求めることは、条例の趣旨に沿ったものであり、それを躊躇する必要はない。加えて、誓約書を提出させることは、より暴力団排除の防止効果がある。再委託業者による暴力団等ではないことの誓約(暴力団排除条項を導入した契約書への署名押印)があることを、再委託承認の条件とすべきである。	指摘	令和7年度は、庁内の関係部署と協議を行い、暴力団排除のための誓約書の徴収に向けて、検討を進めることを決定した。また、受注者、警察機関、業務担当課等の関係者の事務負担を軽減できる誓約書の提出方法等の具体案を検討した。 令和8年度は、誓約書の提出方法、誓約書の内容、警察署への照会方法等について、その具体案により、関係部署と協議・調整し決定する。	△	行政部	契約課	19	H26	再委託業者による暴力団等ではないことの誓約(暴力団排除条項を導入した契約書への署名押印)があることを、再委託承認の条件とすべきである(指摘)。	H27	契約約款において、市が何ら催告を要せず契約解除出来る場合として、「受注者の役員等が、暴力団若しくは暴力団員がその経営又は運営に実質的に参加している業者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用しているとき。」と規定されており、別途、誓約書を徴収する必要はないと考える。
平成19年度の監査の結果のとおり、岐阜城郭の収支データを把握するだけでなく、その財務分析を行い、それに基づいて入場料の価格設定や費用の削減を図るべきである。	指摘	今後予定している耐震化工事業や展示リニューアルを踏まえ、令和9年度のリニューアルオープンまでに入場料の見直しを検討する。	△	ぎふ魅カベリ推進部	観光コンベンション課	26	H19	岐阜市は城郭収入について、入場者数や収支状況の年度推移を把握しているが、これらのデータを活用した比較分析は行っていない。収支状況を改善していくためには、毎年の収入・支出を比較分析することによって収入を最大化し、無駄な費用を削減する活動が不可欠である。収支データを活用して財務分析を行い、入場料の価格設定や無駄な費用の削減に活かすべきである(監査の結果)。	H25	お客様の要望やイベントの開催状況、岐阜城に関わる民間企業との協議によって、開催日を設定しており、毎年1万人程度の入場客数がある。パノラマ夜景開催時は、圧倒的に大人の入場者割合が多く、入場料収入には貢献しているものと考えられる。今後も、継続的なアンケート調査の実施により、効率的な開催期間等の設定を行っていく。

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	岐阜市の包括外部監査の結果に対する措置状況
監査実施年度	令和4年度
包括外部監査人	竹中 雅史
提 出 日(最新提出日)	令和8年3月31日
監査委員公表日	令和8年10月5日

(結果欄の記載方法)

○、△、×のいずれかを記入

○：措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの

△：検 討 中 検討中のもの

×：未実施決定済 措置を講じないことを決定したものの

令和7年度末時点の措置状況（既に措置済みのものも含む）

措置済	検討中	未実施決定済	合計
171	18	28	217

指摘及び意見	種別	措置状況(令和7年度末)	結果欄	部	課	本数頁	年度	過去の指摘・意見の内容	年度	過去の措置状況
『岐阜市観光ビジョン』の策定後、新型コロナウイルス感染症が拡大したため、課題や基本理念も変化するはずである。市によれば10年後の改定を目指しているとのことであるが、(さふし)未来地図見直し度されたのであるから、より早く、少なくとも1、2年以内に『岐阜市観光ビジョン』も改定することが望ましい。	意見	令和7年度、観光振興検討委員会での協議を経て、岐阜市観光ビジョン「重点アクションプラン」を改定した。	○	ぎふ魅力づくり推進部	観光コンベンション課	38	H19	岐阜市が観光行政を行う上で、まず検討・整理しなくてはならないのは「観光」の定義を明確にすることである。本報告書では先述したとおり、政府観光政策審議会での定義を基礎に「観光」の範囲を特定してきた。この観光の定義及び観光の範囲については個々の行政団体にによりその個性や実情を踏まえ、具体的に一律ではなからしめるに基づいた定義が構築されて施策など議論されるものである。先述したとおり、岐阜市は産業の町であると同時に観光の町であるという漠然とした認識はあるものの、その「観光」としての定義及び位置づけが不明瞭であるがゆえに、その施策、予算、構想、実施分析などがすべて漠然としてしまい、単に目的が不明確な予算を消化している可能性も否定できない。今後は、観光行政の入り口よりいえる観光の定義を明確にし、その定義に基づく岐阜市の観光の範囲を明確にし、部署を超えた観光行政事業全体の規模等勘案し、構想及び施策を検討していく必要がある。	H23	観光は、地域の特性を探り、人的交流を通じて異文化との交流を進めることとされている。観光客は歴史文化に加え、町並みや日々の暮らし等との出会いを求めて観光に出向くのである。したがって、岐阜市固有の伝統・文化、自然を生かした魅力ある観光地づくりが必要不可欠である。また、観光には経済活動が伴うため、交流人口の拡大により地域経済を支えることも重要となってきた。平成23年度には、岐阜城跡として国史跡に指定された金華山一帯の観光地域資源を活かし、まちなか歩きまわろ観光を組み合わせた岐阜市の観光振興策立案に向けて商工観光部、企画部、都市建設部、教育委員会と組織するプロジェクトチームで取り組む。
『岐阜市観光ビジョン』の策定後、新型コロナウイルス感染症が拡大したため、課題や基本理念も変化するはずである。市によれば10年後の改定を目指しているとのことであるが、(さふし)未来地図見直し度されたのであるから、より早く、少なくとも1、2年以内に『岐阜市観光ビジョン』も改定することが望ましい。	意見	令和7年度、観光振興検討委員会での協議を経て、岐阜市観光ビジョン「重点アクションプラン」を改定した。	○	ぎふ魅力づくり推進部	ぎふ魅力づくり推進政策課	38	H19	岐阜市が観光行政を行う上で、まず検討・整理しなくてはならないのは「観光」の定義を明確にすることである。本報告書では先述したとおり、政府観光政策審議会での定義を基礎に「観光」の範囲を特定してきた。この観光の定義及び観光の範囲については個々の行政団体にによりその個性や実情を踏まえ、具体的に一律ではなくポリシーに基づいた定義が構築されて施策など議論されるものである。先述したとおり、岐阜市は産業の町であると同時に観光の町であるという漠然とした認識はあるものの、その「観光」としての定義及び位置づけが不明瞭であるがゆえに、その施策、予算、構想、実施分析などがすべて漠然としてしまい、単に目的が不明確な予算を消化している可能性も否定できない。今後は、観光行政の入り口よりいえる観光の定義を明確にし、その定義に基づく岐阜市の観光の範囲を明確にし、部署を超えた観光行政事業全体の規模等勘案し、構想及び施策を検討していく必要がある。	H23	観光は、地域の特性を探り、人的交流を通じて異文化との交流を進めることとされている。観光客は歴史文化に加え、町並みや日々の暮らし等との出会いを求めて観光に出向くのである。したがって、岐阜市固有の伝統・文化、自然を生かした魅力ある観光地づくりが必要不可欠である。また、観光には経済活動が伴うため、交流人口の拡大により地域経済を支えることも重要となってきた。平成23年度には、岐阜城跡として国史跡に指定された金華山一帯の観光地域資源を活かし、まちなか歩きまわろ観光を組み合わせた岐阜市の観光振興策立案に向けて商工観光部、企画部、都市建設部、教育委員会と組織するプロジェクトチームで取り組む。
補助金交付団体について、現状のような厳格な対象者要件を課してしまうと、実質的には、公益財団法人岐阜市国際交流協会にしか、本補助金は交付されない。そもそも、市は、補助金交付団体の公募していない。(外国人等が日本語を習得するための機会の確保及び環境の整備を図り、もって本市における多文化共生の推進に寄与するため)という補助金の目的からすれば、(1)のような公益法人に限定する必要がある。また、(3)の要件は抽象的に過ぎる。実質的に変化のないような形での改正は適切ではない。公益財団法人岐阜市国際交流協会以外の団体も本補助金の交付の対象となるよう、交付要綱を改正し直した上で、補助金交付団体を公募すべきである。	指摘	令和6年度に岐阜市多文化共生推進基本計画を改定し、市としての日本語教育の在り方について検討を行った結果、日本語学習支援者の養成や日本語教育を実施する団体等への活動に対する支援を行うなど、日本語学習支援体制の整備に取り組むことが重点事業として位置づけた。現在日本語教育を実施しているボランティア(教員)への支援は、中間支援組織である岐阜市国際交流協会が助成を行っている。補助金の対象となっている同法人については、団体の自己資金で事業を実施できることから、令和8年4月1日にこれを廃止することとした。	×	ぎふ魅力づくり推進部	国際課	53	R2	交付目的の正しい設定、同法人の実施する日本語講座事業の必要性、合理性を明らかにした上で、同法人の実施する日本語講座の規模や内容、講師賃金や受講料の額の妥当性を検討するとともに、市が補助しなければ同法人が事業を実施できないのかどうかを検討し、それらの検討結果に基づいて、本補助金を継続する公益上の必要性があるといえるのかを見直しを行い、その結果を書面で明らかにすべきである(指摘)。	R3	交付目的を正しく設定し、補助対象者の要件を定めるとともに、具体的な補助対象経費を記載するなどの交付要綱を改正した。また、現在補助をしている日本語講座の規模や内容、講師賃金や受講料の額の妥当性を検討し、本補助金を継続する公益上の必要性があることを書面で明らかにした。
昨今の中央卸売市場の状況を考えて、施設使用料を値上げすることも、値下げすること、困難という状況は理解し得る。しかし、問題は、施設使用料の算定式において、「変動項目」という個々具体的な状況に鑑み、算出する指数を用いながら、現実の運用として、個々具体的な状況をとること、定額率の指数を機軸と維持してきたことにある。仮に、値上げをすることも、値下げをすることも困難であるといふことであれば、そもそも算定式を定めるか、あるいは、算定式通りに算出した上で、減免などによるといった対応をすべきである。	指摘	人件費及び物価費が増加しており、経営改善には料金改定は有効な手段である一方で施設も老朽化し、年々場内業者が減少している現状である。使用料の改定は、場内業者の経営を圧迫し、さらなる業者の減少を促す可能性が高い。現在進めている再整備事業にあわせて使用料の改定を行うこととする。	×	経済部	中央卸売市場	211	H18	施設使用料は硬直的であり、過去の改定は資本金の支出が行われた際、当該施設の使用料が改定されるにとどまっている。施設使用料の算定式を構成する一般管理費は、算定後数年程度経過しても、大きな変動しないと考えられるが、それ以上経過した場合にコスト構造が変化すると考えるべきである。よって、施設使用料の算定に一般管理費や売上高割使用料のような変動項目を用いる場合は、数年単位、例えば5年単位で積算し直し、定期的に施設使用料の改定を実施すべきである(指摘)。	H21	日本の経済環境が、昨年より急激に悪化し、市場を取り巻く経営環境が相当厳しくなっています。このような経済状況下で、施設使用料を値上げすると場内業者の経営を圧迫することになり事業継続に多大な影響を与えかねません。一方、施設使用料を値下げすることは、売上高割使用料が減少傾向にある現状では、市場の収益を圧迫することになります。以上のことを考慮し施設使用料の見直しを適切な時期に行うように努めます。
市場外取引に係る事務処理や駐車については、周辺地域の相場を考慮した使用料単価も用意して、周辺地域並みの使用料単価を適用すべきである。	指摘	市場内での事業者による営業は、法令に基づき要件に合う場合に許可を行っている。施設の使用許可についても、同様に事業者の目的等について法令の要件を勘案し許可を行っているため、許可後に目的外の業務を行っている状況があった場合は許可の取消などの対象としている。 指摘・意見にある市場外取引は、この指摘の通り商物一致の原則を緩和し、柔軟な取引を促すことを目的に平成16年に卸売市場法が改正されたものであるが、市場が指定する取扱物品を扱うことが前提であり、卸・仲卸業務の範囲内で行われるものである。 市場で想定される取引である以上、通常の市場内での取引と同様の使用料とすることが望ましいと考える。	×	経済部	中央卸売市場	212	H18	事務所用使用料等が低廉に設定されているのは、市場関係者に対して良好な取引環境を提供することによって、円滑な取引活動を促すという趣旨であり、このこと自体には特に問題はない。しかし、平成16年の卸売市場法改正により、卸売業者及び仲卸業者は届出のみによって、市場を造ることと生鮮食料品等の販売が行えるようになったことから、低廉な事務所用施設が市場外取引の事務処理の場として利用される危険性が生じている。市場開設者は、事務所や駐車場のよう民間の代替施設があるものについては、周辺地域の相場を考慮した使用料単価も用意して、市場外取引に係る事務処理や駐車については周辺地域並みの使用料単価を適用すべきである(指摘)。	H21	左記と同様に対処します。

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	岐阜市の包括外部監査の結果に対する措置状況
監査実施年度	令和4年度
包括外部監査人	竹中 雅史
提 出 日(最新提出日)	令和8年3月31日
監査委員公表日	令和8年10月5日

(結果欄の記載方法)

○、△、×のいずれかを記入

○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの

△:検 討 中 検討中のもの

×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

令和7年度末時点の措置状況（既に措置済みのものも含む）

措置済	検討中	未実施決定済	合計
171	18	28	217

指摘及び意見	種別	措置状況(令和7年度末)	結果欄	部	課	本数頁	年度	通士の指摘・意見の内容	年度	通士の措置状況
問題は、その各部会の活動と、上記各団体の活動が別々にあり、各々補助金の交付が上記各団体になされているため、事務に無駄が生じているということ、及び、それらの補助金が、補助金交付規則、補助金ガイドラインなどに照らして、補助金としての適切さに疑問があるということである。自治会連合会との関係性が最も強い市民活動交流センターが主体となって、自ら所管する、自治会連合会に対する補助金、まちづくり協議会に対する地域力創生補助金だけではなく、上記の他の所管課ともともに、事業に要する経費を補助する補助金を交付することが適切であるもののなか、地域の世帯数に応じて公金を交付することが適切であると合理的な説明がつかぬものなかを分析整理した上で、前者は事業補助として、後者は統合して(補助金、負担金又は交付金、委託料など)、まちづくり協議会に対して交付することを検討し、その検討内容及び結果を記録しておくべきである。なお、まちづくり協議会が設置されていない自治会連合会については、設置をうりに支援すべきである。地区敬老会について、高齢福祉課が中核市の調査を行ったところ、前橋市は、「行政連絡事務事業」「高齢者地域交流事業」「環境美化活動等に伴う事務事業」「生涯学習奨励事務事業」のいずれかの事業費として使用できる「自治会一括交付金」を交付しているとのことで、参考とする。	指摘	一括交付金の導入については、地域の実情に応じた課題解決に地域が主体的に取り組むうえで有効な施策であり、本市としても導入を進めるべく研究している。一方で、地域側の考えとして、地域の担い手不足等が進行するなか、その導入でさらなる地域の負担増を招くのではないとの意見も出ている。 現在、自治会加入率は約51％まで低下し、また自治会をはじめ各種団体等の地域の担い手不足が喫緊の課題となっている。この課題に対処するため地域コミュニティ活動支援に専従する職員を令和7年度は12名から5名に増員し、より身近でより深くサポートできる体制とした。 この職員が地域活動に積極的に関わることで、地域役員らの負担軽減を図るとともに、地域が行っている活動の整理統合や経理等業務の一元化を促進することとこの職員の主任務としている。特に持続可能な地域活動の実現には、地域住民の中で事務局機能を担う人材の育成確保が不可欠であり、支援活動を通じて地域コミュニティの強化を図ることで、一括交付金等制度の導入可能な体制作りを進めている。 なお、これらの取り組みを踏まえ、協働のまちづくり推進計画2023-2027期間中に整理を行い、次期計画策定時に、一括交付金等制度の導入も含め地域コミュニティの理想的なあり方の実現を目指す。	△	市民協働生活部	市民活動交流センター	65	H13	同一団体に対して、各種の補助が行われているケースについて、統合して支出することを検討されてはどうかと考えます。 例えば、自治会連合会および自治会に対する補助金は、市長室から自治会連合会運営費補助金、総合企画部から都市美化推進連絡協議会補助金、消防本部の自主防災組織及び市民消防隊補助金、防災訓練補助金、教育委員会事務局の新成人を祝い、助ます会運営補助金、岐阜市自治公民館連絡協議会運営費補助金、地域体育振興会運営費補助金等がありますが、それぞれが少額の運営費補助金であり、補助金交付にあつての申請書、内部決議、実施報告書の徴収、交付決定通知等のそれぞれの事務処理負担軽減のためにも検討されてはどうかと考えます。	R3	自治会は、住民自治基本条例で位置付けがなされ、また条例で岐阜市が支援することが規定されており、地域における課題の解決や安全・安心な環境を築く重要な役割を担っており、自治会により組織される自治会連合会は極めて公益性が高い団体である。本市の主要な施策を進めるためには、重要な団体であるので、今後も事業補助に切り替えるべきではなく、団体育成補助として行っていく。
「社会教育施設としての意義や本市の特性等」というだけでは、監査の結果で提示された問題意識に対して答えたことにならない。「将来、現行の公民館制度の見直し」の必要が生じれば」と書かれているが、監査の結果では、見直しの必要が生じているとされている。監査の結果で提示された問題意識に対して、どのように検討し、どのような根拠で結論を導き出したのかを明らかにした記録を作成すべきである。	指摘	近隣の中核市等の公民館使用料減免の状況を調査した結果、自主的かつ継続的に社会教育の字のみの場としてサークル活動で公民館を使用する場合、多くの自治体において使用料が減免されている状況であった。 この結果等を踏まえ、本市におけるサークル活動の減免制度についても、他都市では減免が広く行われている状況や、公民館の設置目的に合った活動を行っていることから、当該サークルを社会教育関係団体に準ずる団体と位置付け、引き続き使用料の減免をワザ方針とした。	○	市民協働生活部	市民活動交流センター	121	H24	使用料減免制度のあり方について検討することが望ましい(意見)。 公民館登録団体として登録されたクラブ・サークルの活動であることをもって、全額免除することは、「使用料算定基準」の原則的な扱いに沿わない可能性がある。公民館登録団体は10名以上という定めがあることから、公民館利用者の1人当たりの1回の使用料は最大で130円と少額であること、公民館と同様の目的で使用されているコミュニティセンターの使用料は減免されているが利用率は公民館よりも高いことから、使用料を減免することによって公民館の利用率が大きく向上しているとは考えにくい。 使用料を減免する効果があつたのであれば、受益者負担の原則の例外とする必要がないと考えられるため、使用料の免除のあり方について検討することが必要であると考ええる(意見)。	H30	公民館の今後のあり方については、社会教育施設としての意義や本市の特性等をかんがみ、当面現行制度を維持しつつ、地域コミュニティ拠点として地域との更なる連携強化を図っていくとの方針を、関係部局と協議の上で決定した。将来、現行の公民館制度の見直し等の必要が生じれば、料金体系を含めた管理体制のあり方をあらためて検討する。
「就労可能な被保護者の就労・自立支援の基本方針」(平成25年通知)の「対象者」(就労可能と判断する被保護者であつて、就労による自立に向け、本支援が効果的と思われる者)に該当するか否かを判断すること、該当すると判断できる者は自立活動確認書の作成を求めることを記した事務要領を作成すべきである。	指摘	令和6年度に「就労支援マニュアル」を策定した。また、令和7年度に自立活動確認書についても本マニュアルに組み込んだ。	○	福祉部	生活福祉二課・三課	138	H27	平成25年通知の適用においては、被保護者による自立活動確認書の作成は出発点である。組織として自立活動確認書の作成を一切求めないということになると、岐阜市において平成25年通知に基づく事務執行はなされないことがその帰結となる。本来、自立活動確認書は、被保護者の就労自立に向けた主体的な取組のために作成が有用であると考えられているもののはずである。被保護者に自立活動確認書の作成を強制することはできないが当然ではあるが、少なくとも、現状のように一律作成しないという扱いには疑問がある。自立活動確認書の作成を一切求めていないという現在の事務執行を今後も継続することが妥当であるが早急に検討すべきである(指摘)。	H28	受給者に就労支援を開始する際には、対象者と今後の活動方針を協議し、「自立活動確認書」を作成させる。
回収業の外部委託を検討することが望ましいとの監査の結果に対して、検討していくとの措置状況であるのであれば、検討状況を示すものを残しておくべきである。	指摘	福祉部の令和7年度重要課題として検討した結果、「強制徴収公債権」の財産調査、差押等の強制処分委託は法律上不可能となっており、委託が可能とされている「納付の勧奨」や対象の規模が小さい「非強制徴収公債権」のみの委託は費用対効果が低いことなどから、債権回収の業務委託は行わないこととなった。	×	福祉部	生活福祉一課・三課	139	H27	債権を適正に管理するための体制整備の方策として、回収業務を外部に委託することを検討することが望ましい(意見)。	H28	回収業務の外部委託については、システム改修等が必要など課題も多いため、他都市の状況なども確認しながら外部委託を検討していく。
回収率が平成27年度の包括外部監査当時と変わっていない状況からすれば、回収業務の外部委託も含め、回収業務とリわけ過年度分の回収業務について、体制、事務要領など回収のあり方を見直すことが望ましい。	意見	令和6年度に生活保護法第63条及び第78条の返還金について、検討チームを立ち上げ、費用返還や債権管理の内容を含む事務マニュアルを策定した。また、回収業務の委託については、福祉部の令和7年度重要課題として検討した結果、「強制徴収公債権」の財産調査、差押等の強制処分委託は法律上不可能となっており、委託が可能とされている「納付の勧奨」や対象の規模が小さい「非強制徴収公債権」のみの委託は費用対効果が低いことなどから、債権回収の業務委託は行わないこととなった。	×	福祉部	生活福祉一課・三課	139	H27	債権を適正に管理するための体制整備の方策として、回収業務を外部に委託することを検討することが望ましい(意見)。	H28	回収業務の外部委託については、システム改修等が必要など課題も多いため、他都市の状況なども確認しながら外部委託を検討していく。

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	岐阜市の包括外部監査の結果に対する措置状況
監査実施年度	令和4年度
包括外部監査人	竹中 雅史
提 出 日(最新提出日)	令和8年3月31日
監査委員公表日	令和8年10月5日

(結果欄の記載方法)

○、△、×のいずれかを記入

○：措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの

△：検 討 中 検討中のもの

×：未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

令和7年度末時点の措置状況（既に措置済みのものも含む）

措置済	検討中	未実施決定済	合計
171	18	28	217

指摘及び意見	種別	措置状況(令和7年度末)	結果欄	部	課	本数頁	年度	過去の指摘・意見の内容	年度	過去の措置状況
市民活動交流センターなど自治会連合会や関連団体に補助金を交付している所管課とともに、事業に要する経費を補助する補助金を交付することが適切であるものなのか、地域の世帯数に応じて金を交付することが適切であると合理的な説明がつくものなのかを分析整理した上で、前者は事業補助として、後者は総合して(補助金、負担金又は交付金、委託料など)、まちづくり協議会に対して交付することを検討し、その検討内容及び結果を記録に残しておくべきである。なお、まちづくり協議会が設置されていない自治会連合会については、設置をするように支援すべきである。前橋市は、「行政連絡事務事業」「高齢者地域交流事業」「地域活性化活動等に関する事務事業」「生涯学習奨励事務事業」のいずれかの事業費として使用できる「自治会一括交付金」を交付しているとのことと、参考になる。	指摘	現行では、地域の80歳以上の高齢者数を基に、補助金の上限額を決定し、地区敬老事業に要する経費のうち、補助対象となっている経費の額に応じて、補助金の額を確定することとしている。一括交付金については、市民協働生活部が「協働のまちづくり推進計画2023～2027」の期間中に整理を行っており、令和9年度の次期計画策定時に一括交付金等制度の導入も含め、地域コミュニティの理想的なあり方の実現を目指しており、令和8年度においては、市民協働生活部と一括交付金に関する要綱の作成、令和9年度以降の予算化に向けた協議を進めていく。	△	福祉部	高齢福祉課	75	R2	高齢者に対して敬意を表して、その長寿を祝福することの意義は否定しないが、それを地区敬老会の開催によって達成しようとするのか、祝い品の贈呈によって達成しようとするのか、その他の方法によって達成しようとするのか、その手段に対して公金から補助金を支出する公益上の必要性はあるのか、目的達成のための手段の在り方について再考することが望ましい(意見)。	R3	中核市を対象に敬老会の実施状況及び補助事業について調査した結果をもとに、今後、地区敬老会の在り方について研究していく予定である。
人員不足のことであるが、文書催告を繰り返したり、電話催告を繰り返したりするよりも、速やかに滞納処分をしたほうが効率的な場合もある。滞納者と納付者の公平性を図ることは重要であり、人員不足やノウハウの不足で正当化されるものではない。繰越分の収納率が20%前後である現状を看過してはならない。平成28年度の包括外部監査から5年も経過しているにもかかわらず、未だ実施方法を検討しているというのは問題である。少なくとも、連絡がつかない、納付誓約書を提出しないなど悪質な滞納者については、速やかに滞納処分を実施すべきである。	指摘	他課からの情報提供を受け、強制換価手続が行われる場合の交付要求を行っている。 悪質な滞納者については、令和7年度に財産の調査や滞納処分等の方針を策定した。令和8年度には滞納処分等を実施する。	△	福祉部	福祉医療課	203	H28	不動産を持っている事案など、滞納処分が可能な案件がないか検討すべきである。最初から、全件、滞納処分を控える方針を採るべきではない。(指摘)。	R3	債権者管理調整会議において、情報提供を受ける体制はできた。しかし、現状では不動産の滞納処分ができるほどの人員体制ではないので、人員体制も含め効率的な実施方法を検討する。
連帯納付義務者と同様、まずもって、相続人の住所に催告書の送付くらいは早急に実施すべきである。その対応や滞納状況によっては、相続人に対する滞納処分を実施すべきである。	指摘	催告書や令和7年度新たに送付を始めた催告書については、被保険者相続人という祖先で、被保険者の住所に送付している。 相続人への滞納処分については、令和8年度に悪質な滞納者への滞納処分を実施できるよう取り組みを開始し、その経過を検討し判断するため、当面実施しない。	×	福祉部	福祉医療課	205	H28	費用対効果の見合わない少額滞納者以外は、相続人調査を実施して、相続人に対する納入の通知や督促、催告のほか、滞納処分を実施すべきである(指摘)。	R3	全庁的な課題であり、他課と足並みを揃えて対応する。直近の相続人の請求に関しては通知をしており、電話の問合せがあれば、義務があることを説明している。相続人調査に関しては、必要な体制を確保するため人員体制も含め効率的な実施方法を検討する。
平成28年度の包括外部監査から5年も経過しているにもかかわらず、未だ検討中であり、その間も続々と消滅時効にかけてしまっている。不適切な事務扱いをわざと得ない。早急に適切な方針を決定し、滞納処分、徴収相談や措置などを実行すべきである。	指摘	令和7年度も、催告書を年6回送付し、分納相談や納付誓約書の徴収など対応を進めた。また、納付が滞っている分納誓約者に対し、催告書を送付する取組を新たに始め、令和7年度は2回送付した。 悪質な滞納者については、令和7年度に財産の調査や滞納処分等の方針を策定した。令和8年度には滞納処分等を実施する。	△	福祉部	福祉医療課	206	H28	実態調査をしないまま、また、滞納処分を全く検討することなく、消滅時効にかけて、不納欠損する滞納保険料が少なないことから、不適切な事務処理と指摘しても仕方がない。幾然と、消滅時効にかけていないよう、滞納金額が大きい事案など一定の基準を設けた上で、実態調査等を行い、滞納処分を実施するのか、徴収相談や措置を取るのか、方針を適切に決定すべきである(指摘)。	R3	今年度も、滞納金額の大きい、または、年数の長い案件を中心に文書催告を実施して、納付誓約書の徴収、分納の指導を行った。また、電話催告や、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため臨戸訪問も絞って実施した。その中で、滞納理由等を把握して、対応を検討する。
各自主防災隊(団)に対する補助金は、年1回の防災訓練の経費に限られるものではない。防災普及啓発費、防災研修費、防災資機材費、防災施設費もある。各自主防災隊(団)の活動は、地域の特性があるはずである。防災体制の確立及び強化という補助金の交付目的から、評価基準を設け、その達成度を、各自主防災隊(団)ごとに評価することが望ましい。	意見	令和6年度に実施した能登半島地震を踏まえた岐阜市の災害対策の検討結果の各自主防災隊への共有を基に、各自主防災隊において、「地域防災コミュニティ計画」への反映や地域の実情に応じた補助金の活用等を踏まえ「地域防災コミュニティ計画」作成に取り組んでいる。 令和8年度以降も当該計画への反映について、各自主防災隊への働きかけを継続して取り組み、令和9年度までには、当該計画を活用した評価基準の作成を行っていく。	△	危機管理部	危機管理課	81	R2	アウトプットは、補助対象事業により算出された活動であるから、補助金交付件数(=自主防災隊の数)を指標にするのは不適切である。適切な指標を用いることが望ましい(意見)。	R3	それぞれの事業評価シートにおいて、補助対象によって算出した活動を指標とするよう改めた。

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	岐阜市の包括外部監査の結果に対する措置状況
監査実施年度	令和4年度
包括外部監査人	竹中 雅史
提 出 日(最新提出日)	令和8年3月31日
監査委員公表日	令和8年10月5日

(結果欄の記載方法)

○、△、×のいずれかを記入

○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの

△:検 討 中 検討中のもの

×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したものの

令和7年度末時点の措置状況（既に措置済みのものも含む）

措置済	検討中	未実施決定済	合計
171	18	28	217

指摘及び意見	種別	措置状況(令和7年度末)	結果欄	部	課	本数頁	年度	過去の指摘・意見の内容	年度	過去の措置状況
自主防災隊の育成支援を行う必要があるというのが、自主防災隊は、構成員すらよくわかっておらず、団体としての実体に乏しいことから、育成以前の問題である。補助ではなく、事業補助にすることによって、一生懸命やるところとそうでないところで差が出て、地域格差が生じるこの懸念があるところであるが、その論理は不明である。地域の防災組織の水準を一定に保ちたいというところ。世帯数を基準に補助金額を決めていることは矛盾している。自治会連合会とは別の団体として自主防災隊という団体に対して補助金を交付するのであれば、まずもって団体としての実体を確立させるべきであるが、実施に即ずるであれば、市民活動交流センターなど自治会連合会や関係団体に補助金を交付している所管職とともに、事業に要する経費を補助する補助金を交付することが適切であるものなのか、地域の世帯数にに応じて公金を交付することが適切であると合理的な説明がつくものなのかを分析整理した上で、前者は事業補助として、後者は統合して(補助金、負担金又は交付金、委託料など)、まちづくり協議会に対して交付することを検討し、その検討内容及び結果を記録に残しておくべきである。なお、まちづくり協議会が設置されていない自治会連合会については、設置をするように支援すべきである。地域の防災組織の水準を一定に保ちたいということであれば、金額については、世帯数を基準にするのではなく、その水準に基づいて算定すべきである。	指摘	各自主防災組織において、従来より備えている規約、名簿、防災計画、活動マニュアルについて、令和6年度に行った能登半島地震を踏まえた見直しについての普及を基に、地域の防災訓練等への反映、現状に合わせた規約、防災計画、活動マニュアルの改定及び名簿等の最新の状態への更新を行い、一部の自主防災組織から計画、名簿等の改定版の提出を受けた。令和8年度も改定について継続して普及するとともに計画、名簿等の見直しについても実施させ、最新状態への更新の態勢を確立する。なお、補助金の交付基準や方法等については、各地区の実情の把握と実績精査による適正化を図るとともに、部局を横断した一体的な補助金の交付についても令和9年度までに引き続き協議・検討する。	△	危機管理 部	危機管理課	82	R2	市は、本補助金を団体育成補助金としているが、団体の構成員や規約も、団体としての収支状況や財産状況も把握していない。 各自主防災隊(団)に対する補助金の額は、自主防災組織活動事業については、均等割の132,000円に、世帯割として6,617,000円×(当該自治会連合会地区の世帯数÷市の総世帯数)により算出される額を加えて算定した額を交付し、自主防災訓練事業については、一律で60,000円を交付しており、交付要綱で限度額としている額をそのまま交付している。均等割の132,000円や世帯割の6,617,000、一律60,000円に根拠はない。各自主防災隊(団)は、この補助金ありきで予算を組み、不足する分を自治会連合会からの負担金とし、当該事業の収支を含ませている。 岐阜市自主防災組織連絡協議会に対する補助金の額は、限度額の814,000円をそのまま交付している。金額の根拠はない。 事業補助に切り替えるべきである。そして、補助金の額の根拠のない固定額と世帯数により機械的に算定するのではなく、交付要綱において、交付目的と補助の必要性に即した具体的な補助対象事業と補助対象経費を定め、一定の補助率と補助上限額を具体的に設定した上で、各自主防災隊(団)及び岐阜市自主防災組織連絡協議会から、補助対象事業に必要な額を積算した予算書を提出させ、補助の必要のある額を交付するようにすべきである(指摘)。	R3	令和3年8月に他市の状況に関する調査を実施した。自主防災隊の事業を実施するうえで補助の在り方が重要となるため、補助対象者の意見を踏まえ引き続き検討する。
年に1度しか発注しない業務委託であることから、最低額しか指名しないことの必要性や合理性は見いだせない。上記のとおり、直近5年間においても、指名の数は偏りがあった。「特定の者に偏ることのないよう均衡ある指名」をするためには、当該業者を指名しない「特段の理由がない限り、資格のある者すべてを指名するか、その数しか指名しないことの必要性を、それでも「特定の者に偏ることのないよう均衡ある指名」であるといえるだけの理由を明記しておくべきである。	指摘	令和7年度も、引き続き指名業者数を増やして入札を実施した。現状、漏水調査業務の委託業者数は50者を超え、全てを指名することは実務的に難しい。指名は地理的要件や過去の履行実績、状況等が良好であるかどうかを勘案し行っており、基準に則った均衡ある指名を確保するとともに、指名理由について、指名ノートに明記している。	○	上下水道事業部	上下水道事業政策課	159	H17	鏡岩水系の漏水調査業務では地域別に5つに分割して発注し、岐阜市上下水道事業部競争入札参加者選定要綱第8条に定める指名業者数の最低数で入札させている。 指名業者数は合理性の点では問題がないが、どのような基準により入札参加者を選定したのかが明確ではない。また、競争性の確保のためには指名業者数の最低数以上に指名業者を入札に参加させるとともに、業務の細分化を避けスケールメリットによる経済性を考慮する必要がある(指摘)。 上記の指名競争入札には7社ずつ参加している。これは、岐阜市上下水道事業部競争入札参加者選定要綱第8条に定める指名業者数の最低数であり、合理性の点からは問題ない。しかし、どのような基準により社を選定したのかが明確ではない。また、競争性の確保のためには指名業者数の最低数以上に指名業者を入札に参加させることが望ましい。よって、13社すべてを入札に参加させるとを検討すべきである。また、経済性の観点から、地域ごとに5分割して入札を行うのではなく、なるべく1つの契約として入札を行べきである。業務を細分化した場合、スケールメリットが働かず、寄与金額が高くなる恐れがある。地域ごとに分割しているのは調査業務を早く完了させるためのものであるが、5分割ではな4分割や3分割で入札を行うなど、少しでもスケールメリットを発揮しやすくなる工夫をするべきである。 また、漏水防止工事実施のため調査業務を早く完了させたいのならば、6月に行っている入札を4月あるいは5月に行うことでも調査業務を早く完了させることができる。経済性を考慮した入札方法を検討することが必要である。	H19	漏水調査業務委託の発注については、上半期の早期に発注することにより漏水箇所を発見し、漏水防止工事を速やかに発注できるようにするものです。 また、平成18年度から、水系、配水管延長、給水間検数、期間等を考慮し、経済性のすぐれた発注方法により対処しました。次年度以降も同様とします。 指名業者については、近隣業者を中心に満遍なく指名しており、問題はないと考える。
競争性の確保、契約事務の公平性、透明性、経済性の観点から、一者随意契約の理由を公表することが望ましい。これは、他の多くの地方自治体で実施されている。これにより、一者随意契約の理由を具体的に説得的に記載するよう意識づけることができる。	意見	一者随意契約の理由について、岐阜市上下水道事業部随意契約ガイドラインに沿って具体的に記載するように指示してきた。一者随意契約の公表については、公表に際し根拠となる規定がなく、上下水道事業部として公表するかどうか、及び公表の基準について、令和8年度も引き続き検討を行い方針を決定する。	△	上下水道事業部	上下水道事業政策課	172	H17	一者随意契約理由書における「入札に選さない具体的理由」の記載が不十分な契約があった。具体的な理由を明確に記載する必要がある(指摘)。	H18	随意契約理由書の様式を変更し、より具体的に理由を記載するようにした。
監査の結果に対する回答になっていない。あくまでも競争入札が原則であり、No.1～No.8の業務についての一者随意契約の目的が不十分で、見直しをするのが予定されるべきである。岐阜市合理化事業計画に従って見直しを行う際には、順次競争性を重視した内容に移行していく必要があることを念頭に置き、その検討進捗を明らかにしておくべきである。	指摘	令和7年度に「岐阜市合理化事業計画」が見直され、令和8年度から令和17年度までの新たな計画において、一部業務において令和13年度から競争入札とすることになった。	○	上下水道事業部	上下水道事業政策課	173	H17	法律等で限定されていることによる一者随意契約についても順次競争性を重視した内容に移行していくことが望ましい(意見)。 下水道の整備に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法を受けて、岐阜市は、平成8年8月に、し尿処理業者と「岐阜市における合理化問題に関する協定書」を交わしており、これに基づき法律上限定される一者随意契約が交わされている。協定書の文中、合理化事業計画は10年単位毎に策定することとされており、近々新たな合理化事業計画を策定することになる。この措置法の対象とされる業務は今後も下水道の普及により長期にわたるものの、順次競争性を重視した内容に移行していくことが望ましい。	H19	現状で問題はないと考えている。
人手が足りないことは正当な理由にはならないため、必要に応じて、支払督促等の訴訟手続を利用して債権回収が望ましい。	意見	令和6年度に作成した「強制執行手順のフローチャート」に基づき、令和7年10月に岐阜簡易裁判所へ支払督促の申立てを仲実した。今後も、引き続き、基準を満たした案件に対して支払督促を実施する。	○	上下水道事業部	営業課	178	H28	給水停止では回収できない場合には、支払督促等の訴訟手続を利用し債権回収を図るべきである(指摘)。	R3	債権管理調整会議で策定した基本指針に基づいた債権回収については実施に至っていない。人的体制を含めて引き続き検討していく。

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	岐阜市の包括外部監査の結果に対する措置状況
監査実施年度	令和4年度
包括外部監査人	竹中 雅史
提 出 日(最新提出日)	令和8年3月31日
監査委員公表日	令和8年10月5日

(結果欄の記載方法)

○、△、×のいずれかを記入

○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの

△:検 討 中 検討中のもの

×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

令和7年度末時点の措置状況（既に措置済みのものも含む）

措置済	検討中	未実施決定済	合計
171	18	28	217

指摘及び意見	種別	措置状況(令和7年度末)	結果欄	部	課	本額頁	年度	過去の指摘・意見の内容	年度	過去の措置状況
措置状況では、食材を学校毎に購入するよりと書かれているが、岐阜市学校給食会を通じて購入する場合だけでなく、市が直轄業者から調達する場合であっても、学校毎に購入するよりも効率的かつ経済的であるという観点でいえば変わらないのであるから、それだけをもって学校給食会に対する補助の必要性が認められることにはならない。役員報酬をはじめとする学校給食会の運営に係る経費は、学校給食会という法人が存在することによって発生するものである。学校給食会が存在しなければ発生しない費用、保護者が負担しなくても済む費用である。少なくとも学校給食会が存在することによって発生する経費を保護者に負担させている現状を検討する必要があることは、市も認識していると考えられる。保護者に負担させないこととする、学校給食会には自主財源がないのが現状であるので、市から約2300万円を拠出して学校給食会を運営維持させるしかない。学校給食会を存在させることによって発生する経費と、学校給食会を存在させない場合に発生する費用を具体的に算出し、厳密に分析した上で、物質調達のあり方、学校給食会に対する補助のあり方について、総合的かつ具体的に見直し、その検討過程を記録に残すべきである。	指摘	公会計システム導入を前提とし「学校給食会を存続させ運営に係る経費を満額補助した場合」と「学校給食会を解散し市が直接食材調達した場合」の費用比較を行い、総合的に検討した。後者の債権管理及び食材調達係増及び公会計システム導入の費用が、前者の補助額を上回ること及び後者は食材調達方法変更によるトラブル発生のリスクがあるのに対し、前者は学校給食会の既存の食材調達や配送のノウハウを活用できることから、前者に優位性が認められた。 なお、令和8年度から、国による小学校教育での学校給食費の抜本的な負担軽減の開始に合わせ、岐阜市学校給食会運営費補助金予算額を715万円から2700万円へ増額し、小学校分の給食費における人件費相当分を負担することとしている。	○	教育委員会	学校安全支援課	109	H22	補助金の対象となる職員の人件費に対して、補助の根拠となる計算式が明確になっておらず、また、これまでの補助金額が一定金額で推移してきたことから、見直しが行われてきたとはいえなかった(意見)。	H23	学校給食会による給食物資の一括購入は、学校間での給食の質を均一化するとともに、食材を学校毎に単独購入するより効率的かつ経済的であることから、これを実施するための学校給食会への補助は必要だと判断している。また、補助金額については、市の予算の範囲内において設定しているが、他都市の状況も調査し、引き続き検討をしていく。
公会計化の課題を検討することはもちろんのことであるが、それだけでなく否定的な方向にしか向かわない。それ以前に、現状の課題や問題点を詳細に把握し、その解決方法を検討し、その経過を資料として残すべきである。文部科学省の「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」も、平成30年度に実施した「学校給食費の徴収・管理業務の改善・充実に関する調査研究」を踏まえたものである。また、令和3年2月付け「学校給食費の公会計化の推進と学校徴収金の在り方について」について、どのように考え、どのように取り扱うから、明らかにすべきである。そのうえで、何年も調査研究を継続するのではなく、スケジュールを立てて集中的に検討し、適切な時期までに明確な方針を決定し、改善策を実施していくべきである。	指摘	「現状」、「①市が公会計化し学校給食会を解散、直接食材調達した場合」、「②市が公会計化し学校給食会へ食材調達業務を委託した場合」の3通りの費用比較を行い、総合的に検討した。公会計化の場合は、②が費用面や、食材調達方法変更によるトラブル発生のリスクがなく、学校給食会の既存の食材調達や配送のノウハウを活用できる面で優位性が認められた。ただし、①②ともに令和8年度から創設の「学校給食費公会計化等推進事業費補助金」を活用しても、補助額は公会計システム導入初期経費の一部であり、経常経費を考慮すると財政負担が大きいうえ、他の学校徴収金と同時でない事務負担の軽減に十分な効果は得られないことから、現時点では公会計化せず、費用削減の可能性を探っていくこととする。	○	教育委員会	学校安全支援課	115	H26	学校給食費について、私会計を採用することは、憲法とまではいえないと考えるが(横浜地方裁判所平成26年1月30日判決においては、学校給食法は、会計制度につき公会計、私会計のいずれかを採るかとは地方公共団体の裁量に委ねられていることから市が私会計を採用することは憲法ではないと述べる)。また、公会計導入にはコストの問題もあろう。しかしながら、各学校長の負担、表私学校給食費の強制的徴収が事実上できないといった観点からは、私会計のデメリットは大きいと考える。公会計にすれば、市は、学校給食費の徴収責任主体として、必要な措置を講じなければならず(地方自治法第240条第2項参照)、法的措置も視野に入れることで、保護者間の不公平感をなくす対策を実際に講じることが可能となる。昨今、公会計を導入したり、あるいは、導入に向けて動いている自治体が多く見られるところでもある。以上より、市は、学校給食費の公会計導入学校給食費の公会計導入を検討すべきである(指摘)。	R3	公会計化に伴う諸課題について、先行自治体の事例調査や関係 部局との協議等を行うなど、調査・研究を行っている。